

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月15日

横浜市契約事務受任者
保土ヶ谷区長 神部 浩

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙公営ポスター掲示板積替え場所借上げについて

2 履行（納品）場所

横浜市保土ヶ谷区峰沢町386番地（第三京浜道路高架下）
横浜貨物自動車運送事業協同組合駐車場

3 契約日

令和6年10月8日（火）

4 履行日又は履行期間

令和6年10月9日（水）から令和6年10月31日（木）まで

5 契約金額

132,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜貨物自動車運送事業協同組合 代表理事 岡田 純子
横浜市保土ヶ谷区峰沢町386番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

公職選挙法の規定により候補者は立候補の届出を行った日から選挙期日の前日まで選挙運動を行うことができますが、候補者が立候補の届出を行った後直ちに選挙運動用ポスターを掲示するためには、公営ポスター掲示場の設置を、公示日の前日までに完了する必要があります。契約時点で、選挙期日は決まっていませんでしたが、令和6年10月15日公示、令和6年10月27日執行の見込みがあり、公示日までに保土ヶ谷区内の304か所に公営ポスター掲示場を設置するためには、令和6年10月9日に設置を行う事業者にはポスター掲示板を引渡す必要がありました。

引渡しには、一定規模以上の積替え場所が必要であり、引渡し及びその後の設置を遅滞なく進めるために、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

過去の選挙において契約実績があり、対応可能であると判断したため。

9 所管課

保土ヶ谷区総務課